

# 業務指示書

## パキスタン国カラチ港及びビン・カシム港治安強化計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年6月5日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 馬渡 園子 Mawatari.Sonoko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年6月10日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：保安検査計画に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
  - (2) 業務実施の方法
  - (3) 作業計画
  - (4) 要員計画
  - (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
  - (6) 現地業務に必要な資機材
  - (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
  - (8) その他
- (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)
- (○) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。
- ( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（パキスタン及びその他全世界）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年6月14日 1・2時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
地形測量、地質調査、落雷被害調査、安全管理（警護・ランドクルーザータイプの車両）に係る経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(PKR1 = 0.997 円 , US\$1 = 97.84 円 , EUR1 = 127.92 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/港湾保安計画  
機材計画1

### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.69 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年7月5日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

## (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

## 第9 その他

### 1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

#### (3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

#### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

ア. 契約時の総人月が増える場合

イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代

ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代

イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）

ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認

エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定

オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更

イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き



●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

パキスタン国カラチ港及びビン・カシム港治安強化計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	7.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	3.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)	5.00	
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 業務主任/港湾保安計画	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	16.00	13.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	5.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	6.00
ホ その他学位、資格等	6.00	5.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(8.00)
イ 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項: 機材計画 1	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

2001年の米国同時多発テロの発生後、国際社会はパキスタン国（以下、「パ」国）政府に対して武装勢力の取り締まりを求めてきた。特に、2005年のロンドン同時多発テロではパキスタン系イギリス人が関与していたことから、国際社会は「パ」国政府に対して、武装勢力のさらなる規制強化を求めている。これを受けて、「パ」国政府は反テロリズム法を基に武装勢力の取り締まりを行っており、特に武器保有の規制や国境警備の強化を行っている。

これら取り締まりの強化にも関わらず、「パ」国では、国内の治安を脅かす事件が依然として多発しており、中でもテロ対策は喫緊の課題である。2010年に起きた治安事件（テロ攻撃、民族/部族間対立など）3,393件のうち、テロ攻撃は2,113件に上り、全事件の62.3%を占めている。

「パ」国最大都市のカラチ市に位置するカラチ港及びビン・カシム港は、国際港として「パ」国における物流の最重要拠点として、年間約100万TEU（カラチ港65万TEU、ビン・カシム港35万TEU）のコンテナ貨物を取り扱っている。このため、対象港に荷揚げされる荷役を通じた違法薬物、爆発物、兵器等の流入を防止するための水際対策が必要となっている。しかしながら、現在のカラチ港及びビン・カシム港は、アフガニスタンを経由したトランジット貨物については全数検査されているものの、その他のコンテナについては、コンテナ検査機材の不足などにより、10～20%しか検査されていない状況である。海上輸送を中心としたサプライチェーン全体における保安対策としては、貨物情報の事前申告ルールの徹底などソフト面の強化も必要だが、当面、今後増大が想定されるコンテナ取扱量に対して、その検査数量を増やすことは、重要な保安対策の一つである。

このような状況を受け、今般、「パ」国政府は我が国に対してコンテナ検査体制の強化に係る無償資金協力を要請した。本調査は、両港の現況調査及び「パ」国政府との協議を通じて要請内容の必要性及び妥当性を検証し、テロ対策等治安無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的として実施するものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト目標

「パ」国の主要港湾であるカラチ港及びビン・カシム港におけるテロ対策が強化される。

#### (2) 期待される成果

カラチ港及びビン・カシム港においてコンテナ検査機材が整備される。

#### (3) プロジェクトの概要

##### 【機材】

コンテナスキャナ7台（建屋含む）

※協力準備調査にて精査する。

##### 【ソフトコンポーネント】

検査機材の取扱いに係る技術指導  
※協力準備調査にて検討する。

(4) 対象地域

シンド州カラチ市 カラチ港及びビン・カシム港

(5) 関係官庁・機関

連邦歳入庁 (Federal Board of Revenue : FBR) パキスタン税関局

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

本プロジェクトサイトであるカラチ港、ビン・カシム港における協力は無いが、テロ対策案件として以下の協力準備調査を実施中であり、同調査結果で提言されている国際空港の保安強化と併せて、「パ」国の保安対策強化につながる。

- ・「空港保安強化計画」協力準備調査 (2012年3月～2013年5月)  
(イスラマバード、ラホール、カラチの各国際空港における空港保安機材の整備を計画)

### 3. 業務の目的

プロジェクトの背景、目的および内容を把握し、プロジェクト実施に対する我が国のテロ対処能力向上支援の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本調査は、「パ」国から要請のあった「カラチ港及びビン・カシム港治安強化計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAが「パ」国側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①要請内容の確認とニーズの把握に係る調査と協議及び協力内容の検討に必要な情報収集を行うための現地調査、②具体的な協力内容の検討及び概略設計の実施に必要な情報収集及び協議を行うための現地調査、③報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の3回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

## (2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

なお、特に以下の3つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

### 1) 第一次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「第一次現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

### 2) 第二次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「第二次現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、具体的な協力内容の検討・設計の方向性を協議、確認する。

### 3) 準備調査報告書(案)説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

## (3) プロジェクトの背景・経緯等の確認

「パ」国におけるテロ事件の現状及びテロ対策を確認し、各種の国境保安対策の中で、本プロジェクトが要請された背景を確認する。また、海上輸送を中心としたサプライチェーンにおいて世界標準として現在求められている港湾の保安対策などを確認のうえ、本プロジェクトサイトであるカラチ港及びビン・カシム港に必要な保安対策のレベルを確認する。

## (4) 機材の仕様・数量の検討

カラチ港及びビン・カシム港における現在の取扱貨物量/種類、検査状況、既存検査機材、将来需要などを調査したうえで、適切な保安機材の台数、仕様などの基本計画を検討する。要請金額に対して要請の検査機材台数が多いと思われるところ、要請機材の価格は十分に確認する。

また、機材計画の検討にあたっては、スペアパーツの「パ」国内及び近隣の第三国での調達の可能性や、アフターサービスの体制なども考慮する。

## (5) 機材の設置先の検討

コンテナ検査機材の配置にあたっては、建屋の設置も必要となる。相応のスペースを要するところ、港内の施設配置、コンテナヤードの位置、コンテナの動線などについて現状を確認のうえ、整備後の基本計画を策定する。また、建屋については適正な規格・規模を検討する。

## (6) 機材の維持管理計画の検討

「パ」国側は、連邦歳入庁のパキスタン税関局が実施機関となるが、整備機材の維持管理体制について、予算規模(検査収入含む)、人員、技術力等の観点から確認を行う。港湾運営に係る民間委託の有無を確認し、委託がある場合の、整備機材の保守管理契約などを確認する。

要請内容には整備機材の取扱いに係る技術指導が含まれているが、技術支援の

必要性の有無、必要な場合の協力の規模についても検討を行う。

(7) 電力事情の確認

現在の「パ」国、特にカラチ市は電力事情が非常に悪いことから、電力会社の訪問などにより対象港（地域）への電力供給状況を確認する。また、既存検査機材への電力供給状況を確認すると共に、本プロジェクトにて整備する機材への電力供給計画を検討する。更に、電力供給計画にてバックアップ用に発電機を設置する場合、過去の類似案件において、電源切替時の急激な電圧変動により機材が故障した事例もあることから、これらの事情を勘案のうえ、機材計画に反映させる。

(8) 落雷対策の検討

過去の類似案件で、落雷により機材が故障した事例が複数あることから、現地における落雷頻度等のデータなどを入手し、必要な落雷対策を検討のうえ、機材計画に反映させる。

(9) 「パ」国の事業承認プロセス

「パ」国には事業承認プロセス（PC-1）がある。我が国の閣議予定月の3～4ヵ月前には概算事業費と事業内容を「パ」国側に提示し、その情報に基づいて「パ」国側は我が国の閣議予定月の2ヵ月ほど前にPC-1の承認を終える必要がある。過去には、この承認に時間を要し、閣議請議やプロジェクト開始が遅れた事例があることから、本プロジェクトの計画と、「パ」国側の承認スケジュールについて十分に確認する。

(10) 環境社会配慮

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）が掲げる環境や社会への影響を及ぼしやすいセクター・特性、及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境や社会への望ましくない影響は最小限かあるいはほとんどないと判断されるため、カテゴリCに分類される。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) 国内事前準備

- 1) 要請書および関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握するとともに、調査全体の方針・方法を検討したうえで、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
- 2) 上記1)を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) 第一次現地調査

1) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に

説明し、内容について協議・確認する。

2) プロジェクトの背景、目的、内容の確認

- ①「パ」国におけるテロ事件の動向（件数、種別）を確認する。
- ②「パ」国で取られているテロ対策を確認する。
- ③各種の国境保安対策の中で、港湾における保安強化として本プロジェクトが要請された背景を確認する。
- ④世界税関機構（WCO）などが定めている、海上輸送や港湾におけるサプライチェーンの保安対策の動向や現況を確認する。
- ⑤「パ」国の運輸、物流セクターにおける、本プロジェクトの対象港湾のカラチ港及びビン・カシム港の位置づけを確認する。
- ⑥上記①～⑤を踏まえて、カラチ港及びビン・カシム港に必要な保安対策のレベルを確認する。

3) 要請内容（機材、仕様、数量など）の妥当性の検証

- ①対象港における取扱貨物量、種類、出発地/仕向地、将来需要予測などについて確認する。
- ②現在の検査状況について確認する（アフガニスタンを経由したトランジット貨物については、全数検査しているが、その他の貨物については10～20%の検査数）。
- ③対象港の既存検査機材の種類、仕様、数量、検査数（時間/年間）などについて調査する。
- ④要請機材の価格を確認する。要請台数は7台であるが、要請金額に対して台数が多いと思われるところ、それも踏まえたうえで、台数の妥当性を確認する。
- ⑤上記①～④を踏まえて、要請内容の妥当性を検証する。

4) 協力の基本計画の検討（サイト状況の確認含む）

- ①上記3)の要請内容の妥当性の検証結果を踏まえて、対象港に整備が必要な検査機材の基本計画（種類、台数など）を検討する。
- ②対象港の現在の港内施設配置、コンテナヤードの位置、動線などを確認する。コンテナ検査機材を配置する場合には、建屋も含めて相応のスペースが必要となるところ、この点を確認したうえで基本計画に反映させる。

5) 運営維持管理能力に係る情報の収集

- ①「パ」国側の本プロジェクトの実施体制を確認する（要請書によると、実施機関は連邦歳入庁パキスタン税関局）。
- ②予算規模（検査収入含む）、人員、既存の検査機材の維持管理状況などを調査し、実施機関の組織力及び技術力を検証する。
- ③港湾運営に係る民間委託の有無を確認する。民間委託がある場合の、既存検査機材の保守管理契約、及び、本プロジェクトによる整備機材の保守管理計画について確認する。
- ④既存検査機材（米国による整備機材含む）の維持管理状況を確認する。

6) 電力事情の確認に係る調査

- ①「パ」国、特にカラチ市への送配電を管轄するカラチ電力会社 (KESC) の対象港 (地域) への電力事情を調査する。
- ②既存検査機材への電力供給状況を確認する。

7) 「パ」国における事業承認プロセス (PC-1) の確認

- ①「パ」国政府内における本プロジェクトの承認状況について確認する (要請時に原則、必要となる Concept Clearance Paper など)。
- ②今後、本プロジェクトの概略設計業務が進んだ際の、「パ」国側の PC-1 承認プロセスとスケジュールなどを確認する。

8) 関連案件及び他ドナーの援助動向の調査

対象港には米国が整備したコンテナ検査機材があり、米国向けコンテナ専用で使用されているとの情報があるが、その状況を確認すると共に、我が国協力との重複がないか併せて確認する。

(3) 国内解析 (その1)

1) 第一次現地調査結果概要の作成・説明

帰国後速やかに第一次現地調査結果概要を作成し、報告会にて説明する。

2) 無償資金協力の範囲の検討

本プロジェクト実施の妥当性、実施機関の維持管理能力、事業費等の観点から、協力対象とすべき無償資金協力の範囲について検討を行う。

(4) 第二次現地調査

1) 無償資金協力の範囲に係る説明・協議

国内解析 (その1) の検討結果に基づき、無償資金協力の範囲に係る説明、協議を行う。

2) サイト状況 (自然条件含む) 調査

①国内解析 (その1) の結果を踏まえ、対象港の港内施設やコンテナの動線などを改めて確認し、機材/施設/建築計画に反映させる。

②概略設計の精度を確保するために必要な自然条件調査を実施する。現時点では以下の調査を想定するが、具体的な内容 (調査項目、内容、仕様、数量等) については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、以下のもの以外に必要と判断される自然条件調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルにて提案する。

a) 地形調査

- ・地形測量

b) 地質調査

- ・ボーリング調査
- ・標準貫入試験



・土質試験

3) 落雷状況及び落雷対策調査

- ①対象港（地域）における落雷データを収集すると共に、類似施設の落雷による被災状況等を調査する。
- ②対象港（地域）における、類似施設の耐雷施設の状況、落雷保険とその適用範囲等を調査する。
- ③上記①及び②の現地調査については、現地再委託による実施も可とするが、その場合はプロポーザルで提案する。
- ④過去の類似案件で、落雷により機材が故障した事例があることから、その事例を確認のうえ、本プロジェクトに必要な落雷対策を検討する。

4) 機材計画調査・施設計画調査

- ①要請機材について、サイト状況調査及び運営地管理・実施体制調査の結果を踏まえて、最適使用・数量・配置などについて検討する。その際には、既存機材の現状、老朽化度などを考慮する。
- ②下記5)の調達事情調査を踏まえ、機材計画の検討にあたっては、スペアパーツの「パ」国内及び近隣の第三国での調達の可能性や、アフターサービスの体制なども考慮する。
- ③コンテナ検査機材を格納する建屋の設計を行う。その際、適正な規格・規模となるように留意する。
- ④上記3)の落雷状況及び対策調査の結果を踏まえた機材計画を策定する。
- ⑤電力事情調査の結果を踏まえた電力供給計画とする。その際、バックアップ用に発電機を設置する場合、過去の類似案件において、電源切替時の急激な電圧変動により機材が故障した事例もあるところ、この点も考慮した機材計画とする。

5) 運営維持管理・実施体制調査

- ①上記3)で検討する機材の維持管理費用及び消耗品費などの購入に係るコストが高額になることが想定されるため、実施機関に対してこれら費用について十分説明すると共に、実施機関の運営維持管理に係る体制、予算、技術力及び財務状況を改めて調査する。
- ②過去に実施した無償資金協力や他ドナーによる協力を参考に、運営維持管理に係る課題の有無を調査し、改善案として取り纏め、先方に提言する。

6) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンなど）

- ①現地代理店、スペアパーツ調達方法、調達期間、アフターサービスなどについて調査する。
- ②調達に係る関連法規を調査する。
- ③現地業者の施工・据付能力を調査する。
- ④施工・据付に係る資機材の調達事情（調達先、調達方法、調達期間、価格など）を調査する。
- ⑤必要機材の輸送方法・経路・期間・通関（免税手続き）などを調査する。

- 7) 施工・据付計画調査
  - ①労務状況、労務関連法規を確認して、施工・据付計画に反映させる。
  - ②事業費及び工期を抑える施工・据付計画を策定する。
  - ③港を運用中の施工・据付となることから、その制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、施工・据付計画に反映させる。
  
- 8) 無償資金協力の意義（妥当性）、範囲及び基本構想の検討  
本プロジェクトの意義（妥当性）について検討すると共に、テロ対策等治安無償資金協力事業として適切な内容を基本構想として取りまとめる。
  
- 9) ソフトコンポーネントの必要性、内容、費用にかかる検討  
要請内容には整備機材の取扱いに係る技術指導が含まれているが、先方と協議のうえ、本プロジェクトにおける実施に係る運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネントの計画を作成する。
  
- 10) 「パ」国における事業承認プロセス（PC-1）の確認
  - ①「パ」国側の事業承認に係る手続きの、第一次現地調査後の進捗状況を確認する。
  - ②概要説明調査団の派遣時期など今後のスケジュールを説明すると共に、先方の PC-1 承認スケジュールを確認し、必要に応じて現地関係者への支援を依頼する。
  
- 11) 無償資金協力本体事業実施にあたっての必要な安全対策の検討  
本体事業の実施にあたって必要となる安全対策を検討する。
  
- 12) その他配慮事項に係る調査
  
- (5) 国内解析（その2）
  - 1) 第二次現地調査結果概要の作成・説明  
帰国後速やかに第二次現地調査結果概要を作成し、報告会にて説明する。
  
  - 2) プロジェクト内容の計画策定  
上記調査及び JICA との協議結果を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限、以下の項目を含めるものとする。
    - ①計画・設計の基本方針
    - ②基本計画（コンテナ検査機材の基本的仕様、数量）
    - ③概略設計図
    - ④調達・施工計画
      - a) 調達・施工方針
      - b) 調達・施工上の留意事項
      - c) 施工区分（先方負担工事との区分）

- d) 施工監理計画
- e) 品質管理計画
- f) 資機材等調達計画
- g) 実施工程

3) 相手国側負担事業の概要

相手国側負担事項（銀行手数料の支払い等）及び無償資金協力として事業を実施する際の「パ」国側の免税措置などを整理する。

4) プロジェクトの維持管理計画

本プロジェクトにより整備される港湾保安機材の運営・維持管理計画を提言する。

5) 技術支援計画の策定

本事業で調達する機材の運用を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討し、提言をとりまとめる。

6) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する協力対象事業の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して積算総括表を作成し、JICAに対し、その内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、機材部分の設計精度については、入札に対応できる精度を確保する。

7) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

8) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、事後評価を実施する観点から、現状（ベースライン）を把握すると共に、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後3年を目途とした目標年のプロジェクトの効果が把握できるようにする。

9) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）として取りまとめ、その内容についてJICAと協議する。

(6) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の現地説明・協議

上記国内解析の結果を取りまとめた準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）を「パ」国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。

特に、本プロジェクト実施における運営維持管理体制の整備など、相手国側による本プロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について準備説明、協議する。

(7) 調査報告書等の作成

相手国政府への準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議の結果を踏まえ、最終的に準備調査報告書、概要資料、機材仕様書を作成する。なお、準備調査報告書、概要資料は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2012年11月)に沿った内容とする。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7)から(11)を成果品とする。

- (1) 業務計画書： 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート： 英文 20 部
- (3) 第一次現地調査結果概要： 和文 8 部
- (4) 第二次現地調査結果概要： 和文 8 部
- (5) 準備調査報告書(案)： 和文 8 部、英文 15 部
- (6) 機材仕様書(案)： 和文 3 部、英文 4 部
- (7) 概略事業費(無償)積算内訳書： 和文 2 部
- (8) 概要資料(※完成予想図を含む)： 和文 1 部、CD-R 1 枚
- (9) 準備調査報告書(※完成予想図を含む)：  
和文(製本版) 8 部、CD-R 2 枚  
英文(製本版) 16 部、CD-R 2 枚  
和文(簡易製本版) 2 部、CD-R 1 枚
- (10) 機材仕様書： 和文 3 部、英文 5 部
- (11) デジタル画像集： CD-R 2 枚(デジタル画像 40 枚程度)

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (7) 概略事業費(無償)積算内訳書については「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2012年11月)」に準拠することとする。

注3) (9) 準備調査報告書(和文：製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文：簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注7) 英文報告書の部数については、上記の部数は仮とし、インセプション・レポートの協議時に必要部数、配布先を協議する。



### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2013年7月下旬より第一次現地調査を行い、8月下旬までに第一次現地調査結果概要を提出する。当機構との協議の後、9月中旬より第二次現地調査を行う。2014年1月下旬に準備調査報告書（案）説明調査を実施し、3月下旬までに概要資料、5月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目 \ 時期	2013年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2014年 1月	2月	3月	4月	5月
事前準備	□										
現地調査（その1）		■									
国内解析（その1）			□								
現地調査（その2）				■							
国内解析（その2）					□						
概略設計概要説明								■			
概略設計概要資料提出										▲	
報告書提出											▲

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安：約13.8M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任／港湾保安計画（2号）
- 2) 機材計画1（3号）
- 3) 機材計画2
- 4) 施設／建築計画
- 5) 調達計画／積算

#### 3. 配布資料

- 1) 無償資金協力要請書
- 2) その他関連資料

#### 4. JICA 等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

##### (1) 第一次現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約7日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

##### (2) 第二次現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約7日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて具体的な協力内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

##### (2) 第三回現地調査（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約7日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

※JICA 以外に、関連省庁からの参団も検討する。

#### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関、コンサルタント、NGO、現地施工業者等に再委託して実施することを認める。その他、現地再委託が適当と思われる項目があれば提案すること。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査
- (3) 落雷被害調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月版）」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、現地再委託に係る経費は別見積りとする。

#### 6. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

#### 7. その他の留意事項

- (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査中の安全対策

カラチにおいては以下の安全対策措置を講じることになっていることになっているため、必要経費を見積書に計上すること。

- 1) カラチ空港到着から出発まで、カラチ市内においては常にセキュリティ会社から武装警護を雇用し、車に同乗させる。
- 2) 使用する車両は全てランドクルーザータイプのものとする。

(4) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(5) 情報管理

本案件は、港湾貨物の検査機材を取り扱うため、情報セキュリティに配慮する。調査を通じて収集した情報やデータについては、その取扱いに十分注意し、公開の範囲、タイミングなどについて、「パ」国側の意向も確認したうえでJICAと協議する。

以 上



パキスタン国「カラチ港及びビン・カシム港治安強化計画」に係る  
自然条件調査（落雷状況及び落雷対策調査含む）仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的：構造物（コンテナ検査機材建屋）の平面計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：平板測量等

(2) 地質調査

調査目的：構造物建設の位置決定、基礎形式の検討に必要な情報を確認する。

調査内容：地表踏査、ボーリング、標準貫入試験等

(3) 落雷状況及び落雷対策調査

調査目的：落雷対策の検討に必要な情報を確認する。

調査内容：プロジェクトサイト周辺の踏査、類似施設の耐雷施設確認、ヒアリング、落雷保険調査等

以上